

決 定 書

神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号

異議申出人 中川 暢三(66歳)

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から、令和3年12月6日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙の効力に関する異議の申出について、神戸市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件の異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人は、令和3年12月6日付で提起された本件選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出において、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第136条の2(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)、第170条(選挙公報の配布)、第225条(選挙の自由妨害罪)、第226条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第251条(当選人の選挙犯罪による当選無効)及び第251条の4(公務員等の選挙犯罪による当選無効)に違反する行為があったため、本件選挙は、無効である。

決定の理由

法第202条第1項の規定により、本件選挙の選挙の効力に関し不服がある場合の異議の申出は、本件選挙の日から14日以内に行うことができる。

また、異議の申出を行うことができる期間の計算については、民法の一般原則に従い、本件選挙の日の翌日を第1日として起算し、その期間の末日が条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、法第270条の3ただし書及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第4項本文の規定により、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなすものとされている。

この結果、本件選挙の選挙期日は、令和3年10月31日であり、法第202条第1項に規定する期間の末日に当たる令和3年11月14日が、神戸市の休日定める条例（平成3年神戸市条例第28号）第2条第1項第1号に定める日曜日であることから、本件選挙に係る選挙の効力に関する異議申出書は、その翌日の令和3年11月15日までに当委員会に到着する必要があった。

しかしながら、申出人の異議申出書は、令和3年12月6日に当委員会に提出されたため、本件異議の申出は、法第202条第1項に規定する選挙の効力に関する異議の申出を行うことができる期間の経過後に行われた不適法なものである。

以上のことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月8日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋